

(表紙)

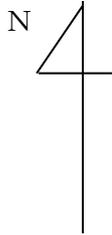
三島町森林整備計画

福島県三島町

三島町森林整備計画
(令和元年度変更)

計画期間 自 平成29年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日

福島県三島町



※

三島町



福島県

(凡 例)

山 岳



河 川



都道府県界



森林計画区界



市町村界



民有林



国有林



鉄道



50,000分の1

- (注) 1. ※には当該市町村の(都道府)県内での位置をキーマップ等により明示する。
2. 凡例は適宜追加して差し支えない。

目 次

I	伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方向	3
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	9
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域及び当該区域における森林施業の方法	11
3	その他必要な事項	11
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	11
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するた めの方策	11
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	12
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	12
5	その他必要な事項	12
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	12
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	12
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	12
4	その他必要な事項	13

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	13
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	13
3	作業路網の整備に関する事項	13
4	その他必要な事項	15
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	15
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	16
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	17
2	その他必要な事項	17
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	17
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	17
3	林野火災の予防の方法	17
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	18
5	その他必要な事項	18
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	18
2	保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項	18
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	18
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	19
2	生活環境の整備に関する事項	19
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	19
4	森林の総合利用の推進に関する事項	20
5	住民参加による森林の整備に関する事項	20
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	20
7	その他必要な事項	20

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

当町の森林面積は7,987haで町総面積の約87%を占めている。内訳は民有林6,519ha、国有林1,468haで民有林のうち人工林が1,830ha、天然林が4,658haと恵まれた森林資源を有しているが、急峻な山岳地帯が大部分を占めており、零細な保有山林規模、林業労働者の減少、木材の価格の低迷等により木材生産は停滞している。

また、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

しかし、近年の森林に対する要請は木材及び林産物の生産、国土の保全、水資源の涵養、山地災害の防止、自然・生活環境の保全、保健・文化的利用と多様化している。以上のような要請に応えるべく森林の持つ機能をより高度に発揮させるため、機能類型に応じた適切な施業を実施し林業の振興を図る。

当町においては、百年杉の生産と会津桐の振興を両輪とし森林を多面的に活用し、地域林業の活性化と地場産業の振興を図り、百年杉、有用広葉樹の生産による長期的林業経営、会津桐の生産による中期的林業経営、菌茸、山菜類の生産による短期的林業経営の組合せにより林家の所得向上を図る。このため次に掲げる5つの施策を三島町森林整備の基本方針とし、積極的に推進する。

- ① 長伐期大径木の生産（百年杉づくり）
- ② 会津桐の振興
- ③ 天然林の活用（有用広葉樹、菌茸原木の生産）
- ④ 緑地環境と生活環境の整備（緑の保全）
- ⑤ 生産基盤の整備

2 森林整備の基本方針

森林整備にあたっては、森林の有する多面的機能の高度発揮を図る観点から、重視すべき機能に応じた森林施業の実施により、自然条件に応じた多様な森林資源の整備を図るとともに、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に欠くことの出来ない施設の整備等を計画的に実施する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林や史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生産に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養^{かん}機能維持増進森林

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の影響防止に関する技術開発や知見の集積に努めるとともに、必要に応じて森林の保育・間伐等の対策を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

木材等の生産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。

また、放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに、土砂流出抑制対策を図る。さらに、安全で効率的な作業のための路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

人工林については間伐等を補助事業を活用して実施している。受益者の負担を軽減し、造林事業を行なう林業者の組織する協業体への作業受託を推進して計画的に進められている。

天然林については、森林面積の大半を占めているにもかかわらず有効利用が図られておらず、今後その活用に向けて保育作業等に積極的に取り組んでいかなければならない。

地域林業の振興を図るうえで、担い手の育成と経営改善合理化を進めることは極めて重要なことであるが、後継者及び中核となるリーダーが不足し、林業就労者も高齢化が進み林業生産活動が停滞しているのが現状である。森林組合、素材生産業者等においても労働力が著しく低下しており、今後の活動が危惧される。

今後は、県、森林組合、流域林業活性化センター等関係機関と緊密な連携を図りつつ、専門知識を身につけた林業担い手の育成強化を図り、それぞれの分野におけるリーダーとする。また、森林 GIS の林地台帳の整備による森林の現況を把握や森林所有者、境界の明確化による適正な森林管理に努める。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種							
	スギ	キリ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
町内全域	45年	30年	50年	45年	45年	55年	65年	20年

(注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積

に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 1 箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して 1 箇所当たりの伐採面積を 20 h a 以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木等について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、林地からの搬出に努め、木質バイオマスとしての利用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね 2 倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

第 2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林対象の樹種	スギ	キリ、ケヤキ、ナラ、カエデ、ブナ等

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、三島町の林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	2,500~3,000	(注) 標準的な植栽本数であるので、樹種・植栽本数は個々の林業経営、地域の実情等により異なる。
キリ	疎仕立て	70~140	
その他広葉樹	中仕立て	5,000~6,000	

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、三島町の林務担当課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	植付け地点を中心に、周囲60~70cm程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き、30~40cm四方、深さ25~30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 また、多雪地帯の急斜面に植付ける場合は、直角植え又は斜め植えあるいは巣植えなどの植付け地に適した方法によるものとする。
植栽の時期	春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け梅雨入りの前までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

(注) また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新すべき期間	森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては、伐採後原則として2年以内に更新するものとする。ただし、択伐による伐採については、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。
--------------	---

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	針葉樹：アカマツ 広葉樹：クヌギ・ケヤキ・ナラ・ブナ
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ・ミズナラ・コナラ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
針葉樹	10,000
広葉樹	10,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 域	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外をかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

〈立木度〉

幼齢木（概ね 15 年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状態・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉発生抑制対策として無花粉スギや少花粉スギ苗木の使用を推進するものとする。

また、放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとします。きのこ原木林再生のため、技術の開発状況や知見の集積等も踏まえ、萌芽更新による広葉樹林の再生を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他
間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	・・・		
スギ	中仕立て	3,000	13	17	23		<p>選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。</p> <p>間伐率は、適度な下層植生を有する適正な林分構成が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととし、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。</p> <p>間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。</p> <p>平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。</p> <p>列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。</p> <p>長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、間伐間隔は概ね10年を目安に行うこと。</p>	

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行う。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢																									標準的な方法	備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25			
下刈	スギ	○	◎	○	○	○	○	○	○	○																		雑草木が造林木の生長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況に応じて、適切な時期及び作業方法により行うものとする。 また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとする。	
雪起	〃					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													雪害が発生した場合に実施し、融雪後すみやかにワラ縄により行う。	
つる切	〃											○			○													下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行うものとする。	
除伐	〃												○			○												下刈り終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外の樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成するものとする。	
枝打	〃												○			○												経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行うものとする。	

(注1) ◎印は必要に応じ年2回実施するものとする。

(注2) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の生長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

森林整備法人の施業に関する基準は次のとおりとする。

森づくり公社では、水源涵養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるべく、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るべく、以下の基準に基づき、主伐はスギ及びその他の樹種80年、ヒノキ90年とする。

施業基準

施業種	施業の内容
下刈り	6年生(春植え)～7年生(秋植え)まで実施
雪起し	会津地方のスギ・ヒノキの2～3齢級(6～15年生)林分で、被害率30%以上で実施
除伐	3～4齢級で1回(雑木の繁茂が著しい場所にあっては2回)実施
枝打ち	スギ・ヒノキの3～4齢級を4m以内で1回実施
保育間伐	5～7齢級の林分を対象に間伐率30%で1回実施
利用間伐	8齢級以上(40年生、50年生、65年生)の林分を対象に間伐率30%で1回実施

(注) 以前の施業基準に基づく間伐率20%の造林・育林地にあつては、本施業基準に基づく保育間伐を実施したものとする。

上記 1 及び 3 に定める間伐基準に照らし、計画期間内（前期 5 年間）において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料（5）に示す。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
ア 区域の設定

別表 1 のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合樹種毎の伐期齢の下限を標準伐期齢に 10 年を加えた林齢とし、その施業の方法による森林の区域については、別表 2 のとおり。

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表 1 のとおり

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表 2 のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、主伐の時期を標準伐期齢の概ね 2 倍以上とするものとする。

なお、ふくしま緑の森づくり公社が管理する公社造林地については、別に定める長伐期施業を標準とする。

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

① 地形、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変異点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層が

ある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等

- ②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおり。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業者等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の林業経営は、小規模所有者が多く、付随型及び副次型経営がほとんどであり、林業専業はわずか1林家である。また、所有者の多くが高齢であることから、間伐、枝打については、協業体による作業受託が年々増加している。しかし、協業体作業員も高齢であることから、今後は、林業労働者の確保と林業技術の向上に努め、森林組合及び協業体の組織強化を図るとともに、小規模森林の団地化を進め、より一層受託による森林施業を推進することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

長伐期大径木、有用広葉樹の生産を行なうには、保育はもとより、間伐、択伐の施業を進めていくことが必要であることから、広報活動等により、森林所有者に広く呼び掛け、森林施業の理解を求めて、小規模森林の団地化を図る。

また、森林組合及び協業体の組織強化を図りながら林業労働者の確保と林業技術の向上に努め、特に適正に管理されていない森林や不在町者所有林等の森林施業受託を積極的に推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する際に留意すべき事項について、1及び2との整合性を図りつつ、以下を踏まえて適切に実施する。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等、共同して行なう施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。

ウ 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ、又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	3.5以上	6.5以上	10.0以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	2.5以上	5.0以上	7.5以上
	架線系作業システム	2.5以上	-	2.5以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	1.5以上	4.5以上	6.0以上
	架線系作業システム	1.5以上	-	1.5以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	-	5以上

(注)路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)については以下のとおり。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
22、23林班	239.0	大谷	500		
62、64、65林班	409.8	大石田	3,060		

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規定(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、又は林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形を選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長(m) 及び箇 所数	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	三島町	寺沢	1,400	96		1	
〃	〃	〃	〃	美坂高原	1,700	129		2	
開設 (改築)	〃	〃	〃	倉掛沢	1,795	348		3	
〃	〃	〃	〃	入間方不 動沢	2,139	(150) 406		4	()内の数字は国有林の利用区域
開設計					7,034	979			
拡張 (改良)	自動車道	林道	三島町	入間方不 動沢	100 2	(550) 954		5	()内の数字は国有林の利用区域
〃	〃	〃	〃	大窪矢柄	700 3	119		6	
拡張 (舗装)	〃	〃	〃	大窪矢柄	4,701	119		6	
拡張計					5501 5	1192			

- 注1 開設・拡張別に記載し、それぞれ総数を記載する。
 2 拡張に当たっては、舗装又は改良の内容を()を付して併記する。
 3 都道府県知事が行う指定林道(農林水産大臣の指定を見込むものを含む。)の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。
 4 位置欄は、字、林班等を記載する。
 5 支線及び分線については、同一覧にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名には主たる支線名等他「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載することとする。
 6 利用区域の面積欄に、当該開設路線の利用対象と森林の面積を記載する。
 7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に〇印を記載する。
 8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。
 9 ()がふされた項目の記載は任意とする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する項目

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成27年2月20日付け26森第3529号）」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成28年5月9日付け28森第236号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考

注1 施設の種類欄は、木材の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設（山土場、機械保管庫、土捨場等）の名称を記載する。

2 対図番号は一連の番号を記載する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町は地場産業振興の1方策として、山村林業構造改善事業を活用して桐加工施設を設置し、就労の場を設け若者の定住を促した。技術者の養成については、林業の事業体による技術習得プログラム等により養成に努めるほか、林業労働者の待遇改善、福祉の向上を図りながら林業事業体の育成に努める。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

ア 林業後継者等の育成

林業就労者の若返りを図るため、青年林業士、福島県会津桐ドクター、認定者、三島町会津桐ドクター選任者、林業教室終了生、きのこ生産者、協業体等を対象として林業技術指導を強化し、後継者の育成に努める。

イ 林業事業体の体質強化方策

森林組合、流域林業活性化センター等と連携をとりながら、地域に密着した林業活動を推進し、林業就労者の確保と林産事業の拡大を図るため、素材の販売、林産物の流通加工等を積極的に推進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	只見川流域 (急傾斜)	チェーンソー 林内作業車 集材機	スイングヤーダ チェーンソー 林内作業車 タワーヤーダ プロセッサ
伐 倒 造 材 集 材	只見川流域 (緩傾斜)	チェーンソー 林内作業車 集材機 スノーモビル	チェーンソー フオーダ プロセッサ
造 林 保 育 等	地拵、下刈	刈 払 機	刈 払 機
	枝 打	ノ コ ギ リ	動力枝打機

注 1 作業の種類欄には、必要に応じて伐倒、造材、集材その他の作業種を記載する。

2 現状及び将来欄には、林業機械名を記載する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

施 設 の 種 類	現 状 (参 考)			計 画			備 考
	位 置	規 模	対 図 番 号	位 置	規 模	対 図 番 号	
桐加工施設	名入	作業用機械 3台 天然乾燥施設 3,000 m ²	△1	名入	作業用機械 5台 天然乾燥施設 5,000 m ²	△6	
木工加工施設	浅岐	20m3	△2				
生活工芸館	名入	入館者数 18,000人/年	△3				
工人の館	名入	1棟 m3	△4				
〃	桧原	700m3/年	△5				
林間広場				川井	1箇所 3ha	△7	
山村体験交流施設				早戸	1棟 1,000 m ²	△8	
ヒラタケ発生場	川井	10t/年	▽1				
ナメコ発生場				川井	10t/年	▽2	
森林バイオマス再利用施設				滝原	1棟 2,200 m ²	▽3	

注 1 施設の種類欄には、生産施設についてはほだ場、山菜園等、流通施設

については原木市場、貯木場等、加工施設については製材工場、木材チップ製造工場、木製品製造工場、山菜加工施設等、販売施設については展示場、木製品の販売所等の名称を記載する。

- 2 位置欄には、集落名を記載する。
- 3 規模欄には、年間生産量等を記載する。
- 4 対図番号欄には、1 から一連の番号を記載する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定しない

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

カシノナガキクイムシや松くい虫等森林病虫害の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心とした総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は別表4のとおり。

(2) その他

特になし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

ツキノワグマについては、剥皮防止帯の設置により被害防止を講じる。また鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図る。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生の危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 三島町火入れに関する条例に基づき適切に実施する。
 また、三島町消防団との協議の上行うこととする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
 カシノナガキクイムシや松くい虫等の森林病虫害被害の拡大と蔓延防止のため、被害を受けている等緊急に伐倒をする必要が生じた場合については、早急に調査を行い、町林務担当課長等が個別に判断するとともに適切に実施し被害の拡大防止を図る。

地区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
該当なし			

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、被害森林の伐採・更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進する。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努める。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採、その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

--

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条 1 号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
1 桧原・滝谷区域	1～8	509
2 西方・名入区域	57～66	954
3 滝原・早戸区域	67～71	497
4 大登・大谷区域	9～24 55、56	1,129
5 桑原・大谷区域	25～28、46～54	979
6 浅岐・間方区域	29～32、35～39	1,387
7 浅岐・間方区域(2)	33～34、40～45	1,058

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II の第 4 の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ II の第 5 の 3 の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第 6 の 3 に共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ III の森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町は豊かな森林資源を活用して、就労の場と地域の活性化を図るため、林業構造改善事業等を活用して桐加工施設、林産物展示販売施設等を設置した。この取組の効果は大きく、地場産業の振興と若者の定住、林業所得の向上が図られている。工芸品、桐タンス等の販売は林産物展示販売施設によるほか、県内外において展示販売を行い P R に努めている。

今後、林産物の生産量を高めるには、良質な素材が必要であり、このため、優良大径木の生産（百年杉）、良質の会津桐の生産を推進し、有用広葉樹林及びツル類等野生植物資源を保護造成し、原材料の確保に努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項
特になし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

優良会津桐の減少に拍車がかかり不良木が増加し桐植栽意識の低下を招いている中、この不良木を無駄なく有効的に利用し住民参加による工芸品展を開催することにより、年齢等に関係ない素材の希少価値向上や会津桐の良さ、大切さの啓発を実施し桐資源造成に対する意識向上と直接参加を促すこととする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

尾瀬を水源とする只見川は本町をはじめとする1市5町1村の水源等として重要な役割を果たしている。このようなことから、上下流の住民団体等へ分収造林契約を利用した水源等の森林造成に参加してもらうよう積極的に働き掛けることとする。

(3) その他

当町は、昭和49年、都市と山村の交流を図りながら地域の振興を図るため全国で初めて「ふるさと運動」（特別町民制度）を発足させた。この運動は、平凡な山村の自然と素朴な人情を都会の人々に与え互いに理解しながら、理想のふるさとをつくることを基本理念として進めてきた。30年を節目にひとつの区切りを迎えた。

当町では過疎・高齢化が急速に進行し、地域の活力が失われつつある。このような中でも地域に住む人々が夢と誇りと自信を持って暮らしていくために、町内の多種多様な資源を活かし交流事業を展開する「三島町エコミュージアム」構想を展開していく。「三島町エコミュージアム」構想と森林の整備は欠くことのできない関係にあり、今後も天然林の活用や緑地環境の整備を図り、森林レクリエーションの場として森林を活用し、「三島町エコミュージアム」構想をより一層充実させていくものとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 環境保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

間方地区北東に面する向山なだれ防止保安林、志津倉山周辺に位置する大沢、大辺山、若林山、水源かん養保安林については、間方地区住民参加により地域の環境保全を図っていくこととする。

(3) 保安林等の制限林における施業について

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施する。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 2、3 0、3 5、3 8 3 9、4 0、4 2、4 3 4 4、4 5、6 2、6 3 6 4 林班	1487.7
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1、2、1 4、1 6、2 1 2 2、2 4、2 5、2 6 2 7、2 8、3 1、5 6、 5 7、6 1、6 2、6 3 6 6、7 0、7 1 林班	1986.9
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6 3 林班	16.9
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6 3 林班	16.9
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6 9 林班	85.23

※森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することを持って代えることができる。

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	1 2、3 0、3 5、3 8 3 9、4 0、4 2、4 3 4 4、4 5、6 2、6 3 6 4 林班	1487.7
長伐期施業を推進すべき森林	1、2、5、6、9、1 1 、1 4、1 6、1 8、2 0 、2 1～2 8、3 1、4 7 、4 9、5 0、5 6、5 7 、6 1～6 7、7 0、7 1 林班	3042.2
復層林施業を推進すべき森林	復層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	
	択伐による復層林施業を推進すべき森林	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		

【別表 3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
	設定なし	

注 対象鳥獣の種類が一の場合には、森林の区域の記載については森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 4】 保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

地区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
該当なし			

< 付属資料 >

以下の図面を作成するものとする。また、必要に応じ参考資料を作成するものとする。

○市町村森林整備計画概要図

- (1) 縮尺 2 万 5 千分の 1 の地形図等を基に作成する。(さらに必要な場合は、公益的機能別施業森林等の区域及びその区域内で施業の方法、保健機能森林の区域等について、森林計画図等を基に別途詳細な図面を作成することが望ましい。)
- (2) 作成要領は別紙による。